

岩手県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成26年5月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 久慈市長内町第24地割の一部、第35地割の一部、第36地割、第37地割、第40地割の一部、第41地割及び第42地割
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年4月28日から同年12月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）